

# 兵庫県公報

平成20年12月1日 月曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

<b>企業庁管理規程</b>	ページ
○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴う関係管理規程の整備に関する管理規程	1
<b>病院局管理規程</b>	
○ 病院局会計規程の一部を改正する管理規程	1
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	2

## 企業庁管理規程

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴う関係管理規程の整備に関する管理規程をここに公布する。

平成20年12月1日

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博

### 兵庫県企業庁管理規程第7号

#### 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴う関係管理規程の整備に関する管理規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(企業庁会計規程の一部改正)

第2条 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第36条第1項第10号中「民法第34条の法人及び」を「一般社団法人及び一般財団法人並びに」に改める。

別表第8の事務経費の部損害保険料の項中「財団法人道府県会館」を「財団法人道府県会館(昭和23年9月1日に財団法人道府県会館という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

## 病院局管理規程

病院局会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年12月1日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

### 兵庫県病院局管理規程第9号

#### 病院局会計規程の一部を改正する管理規程

病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第95条第1項第9号中「民法第34条の法人及び」を「一般社団法人及び一般財団法人並びに」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

~~~~~

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年12月1日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

#### 兵庫県病院局管理規程第10号

##### 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第53条第3項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

別表第18特定任期付職員給料表の6号給以上の給料月額を受ける職員（公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項により職員派遣された職員を除く。）の項及び特定任期付職員給料表の5号給の給料月額を受ける職員（公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項により職員派遣された職員を除く。）の項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

##### 附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。